

民 営 郷 学 校 の 一 考 察

——とくに小野郷学について——

坂 根 義 久

民 営 郷 学 校 の 一 考 察

——とくに小野郷学について——

坂 根 義 久

1

郷学校は17世紀後半から明治初年にかけて存在した教育機関の一つで「郷校」・「郷学所」・「郷塾」などと、明治初年にはとくに「義校」ともよばれたものである。

郷学校は私立の庶民初等教育機関である寺子屋とも、無官の儒者などが自己の学説や独自の学派を門人に教えこむ私塾、藩または幕府に仕えている儒者が、藩や幕府の意をうけて自宅に設けた家塾とも異なる。郷学校は寺子屋・私塾・家塾よりも規模が大きく、郷村の公共的な性格を持っている。そのような意味から「学制」初期小学校の前駆的役割を担っている。

郷学校はその開設方法から、つぎのように分類することができる。

1. 藩校の延長として、領内僻地に居住する藩士子弟のために藩が設けたもの。
2. 藩主が庶民を対象に設けたもので、藩校に準ずるもの。1668年（寛文8）、岡山藩主池田光政が取建てた閑谷学校ほか123か所の手習所など。
3. 民間有志の手によって設けたもの。1771年（明和8）の摂津国平野郷含翠堂など。
4. 領主と領民有志により設けたもの。化政年代の伊勢崎領の玉樽堂など。
5. 町村または町村組合により設立したもの。

従来、郷学校の研究は、仲新氏の名古屋の義校^(注1)、津田秀夫氏の含翠堂の研究^(注2)など秀れたものがあるが、他の多くは「日本教育史資料」や、県庁段階の史料に基づく研究が圧倒的に多かった。

筆者がここでとりあげる小野郷学（現東京都町田市域に在った。町田市域を含む武州多摩郡は明治26年まで神奈川県に属していた。）についても、その報告書が「日本教育史資料」に収録されている。ところが、筆者が東京都町田市史編集のため史料蒐集中、町田市小野路町小島宗市郎氏所蔵の「学校興立諸控」、「小野郷学出校学徒姓名書上控」、「小野郷学々規并趣意書」さらに明治4年・5年・6年の「年中日記」を閲覧・収録させていただき^(注3)、他に町田市域から数点の小野郷学関係史料を閲覧、収録の便を得た^(注4)。

これら在地から蒐集した史料群と、「日本教育史資料」所収の小野郷学の報告書では、かなりの相違を確かめたのである。そこで従来、「日本教育史資料」から見ていた小野郷学を、史料価値の高い在地史料を用いて再構成を試みようとしたものである。

また、「学制」は、従来から在った昌平塾・藩校・寺子屋などを否定し、幕府・藩、寺子屋の

師匠の持っていた一切の教育権をとりあげ、外的事項は政府の強い規制のもとに地方公共団体へ、内的事項は政府が取め、「国の教育権」を確立した。しかし、小野郷学は県官の勸諭があったものの、組合村寄場を中心にした地域豪農有志によって設立し、カリキュラムを作り、教師を選び、財政は村費・豪農の拠金で賄い、農民に適合した方法で運営している。

前記、郷学校の開設方法3・5の折衷方式で小野郷学はまさに住民が教育権の一切を握っていたのである。いうなれば「国民の教育権」が実際に存在したのに関心をそそられたからである。

- 注1 仲新「明治初期の教育政策と地方への定着」
- 2 津田秀夫「舎翠堂の研究、其の一・二」東京教育大学文学部、『史学研究』
- 3 拙編「明治初期の教育史料—小野郷学・初期小学校関係」『町田市史史料集第1集』
- 4 拙編『町田市史史料集第9集、明治期村財政・教育・生活関係編』

2

1870年（明治3）、当時の中央教育行政は大学と民部省が担当していた。同年12月15日、太政官は各県に郷学校設立のため高1万石について現米1石5斗宛を経費に宛てるように達した^(注1)、神奈川県は達にもとづいて郷学校掛を設け、1871年8月、矢継早やに「武相郷学校27ヶ所設置」の触書、「貢進生、横浜学校へ差出し」の達、「郷学校仮規則書、郷党仮議定廻達写取」の触書、「郷党仮議定、郷学校仮規則」^(注2)を定め触れている。これらの一連の触書をみると日付は4年8月9日、若しくは4年8月となっている。

しかし、その内容は同時期の触書の中でも「27ヶ所設置」（「設置の触書」と略称）・「貢進生、横浜学校へ差出し」の触書と、「郷党仮議定、郷学校仮規則」（「議定・規則」と略称）では、かなりの矛盾がある。

郷学校の設置単位は「設置の触書」では寄場組合で地方分権的構想なのに対して、「議定・規則」の方は村落単位で県の統制が強く、教育内容も開明的なものを盛込んでいる。学校体系でも「設置の触書」では組合郷学校より郡の大学校への進学路線で、「議定・規則」の方は、正則として郷学校—横浜学校—東京大学校、変則として郷学校—東京大学校のコースの構想で、「設置の触書」の組合村・郡の教育行政単位は否定され、東京に結ぶ郷学校—横浜学校の教育行政単位となっている。

このように同じ年月の県からの触書に全く異質な構想があったことについて、内山剛一氏は『「設置の触書」と『議定・規則』については県庁発の日付は8月9日でも、これは日付を先発の触書にさかのぼらせたいわゆるお役所的事務処理であろう。実際に触れ出されたのは間違いなく8月末から9月中旬にかけてであり、おそらく地域別に数回にわたって発送されたのではあるまいか。そしてこの『設置の触書』と『議定・規則』の発令の間の丁度8月12日に県知事が井関盛良から陸奥宗光に変わり、同時に修文館には星亨が陸奥に伴われ新たに教頭として着任したのであった。」^(注3)「しかも両者とも廃藩置県後の発令であるにもかかわらず8月から9月にかけての短時日の中に、かくまでの変化が生じたのを考えると、やはり8月12日の政変（⁷⁷）を考えずにはおれな

い。知事の交替と共に貧困より身をおこした少壮22才の気英の英学者教頭星亨が着任し『郷党仮議定』『郷学校仮規則』の原案に朱筆をふるって訂正し大巾な補足を加えている姿を、想像するのは果して無理なことであろうか。」と論じている(注4)。

以下、「議定・規則」によって神奈川県の郷学校政策を見ると、県の学校体系は

正則 郷学校(初等学校 6才~13才)~横浜学校(庁下学校ともいう。郷学校よりの進学者を貢進生と称した。)~東京大学校。

変則 郷学校~東京大学校(但し、大学校へ直ちに進学する者は、横浜学校の検査を受け添書を受領することになっている。)

正則コースによると単線型コースを意図していたようである。学校体系のうち、県では郷学校に主力を置き、郷学校の設立母胎に郷党を構想していた。郷党の範囲は前述のように組合村から数か村でも1か村でも現地の事情に任せた。郷党は村落指導者(豪農・村役人層)の寄合であるから、県は村落指導者に郷学校の設立を期待していた。

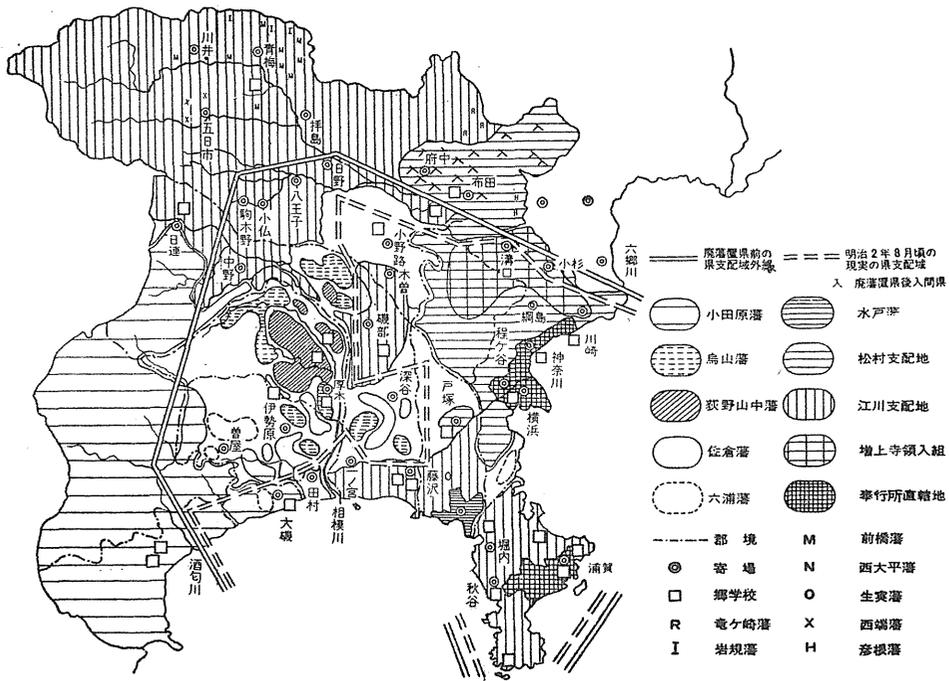
郷学校運営の推進役は1村1人宛の学校世話役人で村役人の兼務でも差支えない。数か村立の場合は、当直月番の学校世話役人が郷学校の運営に当る。しかし「役人ト雖モ独裁専決ヲ許サス、必ス衆議ヲ取ルヘシ」(注5)とあるように里人衆議を尊重し、衆議で決定する条項を、学費負担の決定、支出割方、学舎の新築など民費負担に関係のあるもの及び教師の撰定と定め、衆議の議決方法も3分の2多数決制を採用するように規定している。

就学は6才の7月15日に入門、13才の7月まで満7か年、「疾病事故有ルニ非サレハ廢学ヲ許サス」と強迫教育に近いものであった。教育課程は9等に分け、世界史、世界地理、窮理(物理)、洋算、洋単語・洋会話など普通教育科目を、また、専門学として器械、農学、商学、兵学、航海、舎密(化学)などで、洋算は代数、分数、小数、開平などを含み、洋単語・洋会話は原典に依るとある。これら教育内容の規定は現実離れしたもので、当時、県内郷学校で西洋史、洋算、器械、航海学などを教育できる教師を得ることは至難であったろう。

学校経費について県の構想は、つぎの4つの財源を考慮していた。

1. 郷学校のみに用いる目的で、学童の有無によらない家割りで教育税的なもの。
2. 貧富の差によるもので、「郷党議定」では富者7分、貧者3分。
3. 郷学校所在の村と、それよりの距離に応じた村割り

学校入費高	警へハ	村内上等	中等何軒	下等何軒
学校門前/村	永20貫文	ノ身代何軒		
学校門前/村	6貫文	3貫文	2貫文	1貫文
同隣村	5貫文	2貫5百文	1貫660文	840文
又隣村	4貫文	2貫文	1貫330文	670文
1里内外	3貫文	1貫5百文	1貫文	5百文
2里内外	2貫文	1貫文	660文	340文
村ノ遠近	1村高割付	家別3等ノ割		



維新直前における神奈川県の支配形態図及び郷学校分布図（注6）

4. 受益者負担，1家1子の定額は入門料として米1升，毎月謝は米2合，盆暮の謝礼として米5合で金納することも出来た。

前述のように政府の教育費補助は僅かに高1万石に付き現米1石5斗に過ぎず，県より郷学校への補助金の規程はなく，民費負担を前提とした虫のよい郷学校政策であった。

以上のような県の郷学校政策で県内に25校の郷学校の存在が確認できる。それは県が初め予定していた組合村寄場に必ずしも取建てられたとは限らず，厚木町付近には厚木町成思館，荻野山中藩静学舎，小野村郷学校博文社，荻野山中藩淳風館の4郷学校があったし，布田宿寄場組合村では寄場より離れた東長沼村に長沼郷学校があった。しかし，東海道筋の宿場である川崎・程が谷（保土ヶ谷），甲州街道筋の日野，八王子などに郷学校は当然あったと思われるが，その存在を示す史料はなく，各市史にも報告されていない。明治4年の小島家「年中日記帳」10月5日の条に，

（前略）夫る大人諸子郷賢^正行，中島吾水綱島村郷校教頭^ニ相成，代村役人漢文^ニ而此度学校取設候由，其外吾水を賞候文書綴県庁^正差出候由豈不奇哉，東京^ニハ小学校ハ悉御廢之由，夫^ニ付右学校^ニ居候教師日野宿之教師^ニ相成連日盛^ニ候，右^ニ付日野宿玉谷幸蔵中宿^正使^ニ来（後略）。傍点は筆者が付す

とあるので，寄場綱島村と日野宿に郷学校の存在したことを示唆するものである。

注1 明治以降教育制度発達史，第1巻，P.239。

2 小島宗市郎家文書。

3・4・6 内山剛一「神奈川県の郷学校とその周辺」神奈川県史談13号。

5 「郷党仮議定」小島宗市郎家文書。

3

明治4年1月15、16日、神奈川県小参事大屋斧二郎ら県吏が勸農のため、小野路組合村寄場の武州多摩郡小野路村に来村した。大屋小参事らは小野路村の中宿に図師村元名主井上周次郎、下小山田村名主若林三右衛門を呼び出し勸農の傍ら郷学校取建てを説いた。井上・若林から郷学校取建ての知らせを受けた坂浜村名主の悴、富永幸作、下小山田村若林三右衛門、大蔵村市右衛門、野津田村年寄石坂鎮四郎、同村年寄石坂又七郎らは同月20日、寄場の会合に使われる小野路村角屋に集会し(注1)、郷学校設立母胎である郷党「拱義同盟」を結び、4年2月には「学則、凡11条」を作った(注2)。

そのメンバーは、会頭に石坂鎮四郎・小野路村名主橋本道助、周旋方頭取に井上周次郎、若林三右衛門、石坂又七郎、助周旋に栗木村名主飯塚民右衛門、上小山田村名主薄井磯右衛門らで、それに助教授として小野路村元名主小島鹿之助、大蔵村中溝六左衛門を加え9名であった(注3)。これらのメンバーをみると、小野路村を中心とした隣接の村か近くの村の名主・年寄層であり、役員も経営者と教授者が分離している。かくて野津田村華厳院に同月28日開校し、2月5日同寺で授業を始めた。

県吏の勸奨から拱義同盟成立まで僅か5日、発講まで20日間、県の郷学校取建ての布達に先立つこと5か月も前であった。神奈川県庁では明治4年4月、全県に触書を廻し、橋本・石坂鎮四郎・若林・井上の4名の名を挙げ、

右之もの共儀、小野路村学校之儀ニ付、各興起諸村ニ先立開業致候段奇特之事ニ候。猶此上教授向等行届候様勉勵可致もの也(注4)。

と小野郷学の発講を賞し、さらに同年4月6日には上の触書を神奈川県下の寄場・宿・村の高札場へ張出すよう触書を廻した。

では、上の拱義同盟は、どんな目的をもって郷学校を設けたのであろうか。「郷校趣意書草稿」(注5)には、都会人と野人を対比させ、都会人は、

管紳子弟吏人ノ孫子ニ至リ、勤学篤志材ヲ達シ器ヲ成シ、廟廊ニ長裾ヲ曳ヲ専務トス、是以其学古ヲ去、新ニ就キ知識ヲ開明シ時務ニ適スル

もので、野人は都会人と職能が異なり、

農工商売各自専業無キ者ナシ、苟モ箕裘ヲ壞ラス、税役相共公私兼全ヲ得ヲ以テ貴シトスとあり、農民の封建的身分固定観念と貢租・夫役負担観念から脱け出していない。また、

今也同文化開ノ時運、豪農富商ハ猶更孤寡孽子ニ至リ一夫モ王化ニ漏レ候ハ一郷ノ不幸ナリ、願ハ孝悌ヲ教、仁義ヲ説諭、聖教ノ一班ヲ窺知セシメ、温厚淳朴里仁ノ風ニ移ラセ度、兼而志願罷在。

のように、天皇制支配に良き臣民として順応し、農村淳化と農村教化をうたっている。この「郷校趣意書草稿」は県庁を通じて文部省へ提出した小野郷学の報告書の草稿である。明治初年、政権交代と新文化の流入によって、この地域の青年は解放感を味い、博奕、夜遊び、悪戯など風紀がかなり乱れていた。このことは村役人層に譴懲をかい、連年の寄合で博奕、夜遊び悪戯などの禁止を申合せていた。

明治5年1月7日、小野路村他15か村の「神奈川県管下第28区誓則書」には(注6)、もっと具体的に云うよりは、むしろ本音を述べている。即ち、

学校へ第一孝悌をおさめ道理を弁へ、御法度を会得致させ風俗を正しくすへきためとあって農村淳化と農村教化が小野郷学の目的であった。

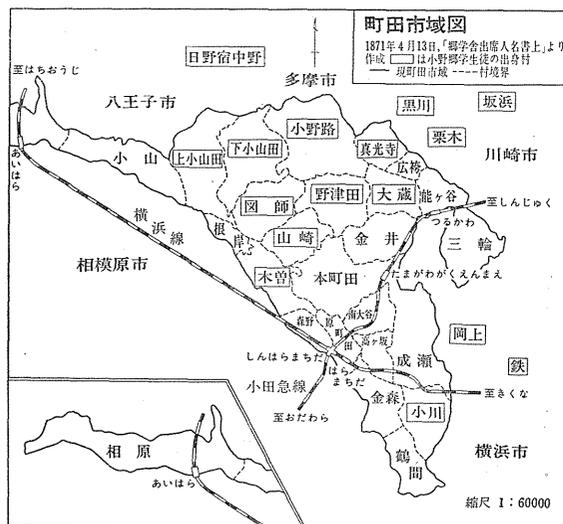
拱義同盟が上のような目的を持っていても、郷学校設立という目的的な組織や開学には至らない。それは、この地域で何かの事態に数か村単位で速かに反応できる基盤があった。小野郷学所在の地域は江戸時代、江戸の近郊として旗本知行地と代官支配地が犬牙錯綜し、相給の村の方が多かった。幕府は文政10年の改革仕法によって小野路村を寄場として35か村で組合村を結ばせた。この小野路組合村は、ほぼ北から東南へ伸びる平塚往来に沿って村々が連っている。幕府の組合村政策は治安維持が目的で、地域の親疎などは無視して人工的に作り上げたものだけに、形の上では組合村であっても旧来の村々の親疎、人情などから自然と地域グループが生れる。小野路組合村も例外ではなく、平塚往来の北部及び小野路村周辺の村々と、同往来の東南部、市ヶ尾村の周辺地域と2大地域グループに分かれていた。

小野路村周辺の村々は、幕末動乱期に関東取締出役への協力、見張番屋の創設・維持、外国人道案内の維持、農兵隊の創設・訓練に協力、また、領主経済の窮乏に対して、旗本からの苛酷な御用金、立替金、臨時賦課金、賦役などは村々の豪農の団結と豪農による農民指導がなくては果せない。さらに多摩地方のローカル撃剣である天然理心流は、この地域でも門人が多く、その道

場が寄場名主小島為政家と小野路村名主橋本道助家にあり、近藤勇も出稽古に屢々来り、近在の豪農やその子弟が稽古に通って来たのも見逃せない。

相給や村を超えた小野路、野津田、図師、下小山田、上小山田、坂浜村々の豪農らは、相互の姻戚関係と共に生活・文化圏を形成し、明治4年6月、組合村が解体して「戸籍区制」となり、さらに「大区・小区制」などの行政区画の変更があっても、永い間培ってきた生活・文化圏は失われなかった。

この地域は交通の便が良く、北西へ八



王子，北へ日野，調布，南に横浜，東に東京と往来が繋がっていた。これは，この地域から東京・横浜へ遊学に出ることも，また，都市の学者・文化人が来遊するのも容易であった。例えば会頭の石坂鎮四郎は漢学を大沼枕山，平塚梅花，真下晩菘に，周旋方頭取の若林三右衛門は漢学を大沼枕山，大槻磐溪，文を遠山雲如に学んでいる。拱義同盟の役員らは，いずれも学者・文化人と接触し，とくに漢学に深い造詣をもっていた。

生活・文化圏を一つにし，組合村活動を通じての地域自治の習練，自己の培った学問の外への進りなどが小野路村周辺の豪農をして，県吏の郷学校設立勧諭に素早い対応ができたのである。

- 注1 明治4年「年中日記」小島宗市郎家文書。
2 「小野郷学々規并趣意書」小島宗市郎家文書。
3，4，5 「明治4年辛未，学校興立諸控」小島宗市郎家文書。
6 河井将次家，小島宗市郎家文書。

4

拱義同盟によって作った郷学校を小野郷学と命名した。小野郷学を「ヲノキョウガク」と読ませたのは漢学から由来したのであろう。小野郷学の校名は創立のとき定めたのではなく，のちに定めたものである。明治4年4月6日の神奈川県庁が小野郷学の開業に賞詞を贈った触書には「小野路村学校」とあり(注1)，同月の「出席人名書上」には「郷学舎」，「当組合郷学舎」と記し，明治4年「年中日記」の記載は「学校」，「郷校」，あるいは教場名をとって「野津田学校」，「華嚴院学校」，「野津田村講場」などと，名称は区々であった。「小島年中日記」の明治4年8月24日の条に

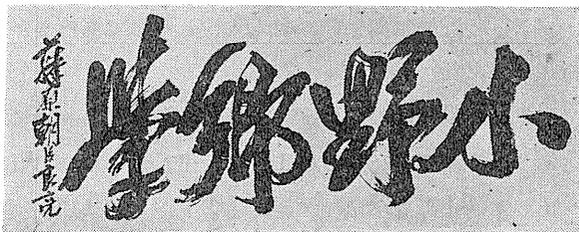
江川校，原町田へ学校之学ヲ拵ニ行，

さらに同年9月18日の条に，

原町田経師屋(額カ)ノ学校之学持来，(ママ)忽学

ヲ万松寺(ママ)江先生，橋本清淵ト拵ニ行，

とあるから，「小野郷学」の正式名称は



原町田村の経師屋半次郎へ偏額を注文した明治4年8月ごろまでに決ったものと考えられる。

なぜ，校名を「小野路郷学」や「小野路組合郷学」とせず，なぜ「小野郷学」としたのであろうか。明治21年3月の「武蔵国南多摩郡小野路村誌」の(注2)小野神社の相伝によれば，「元慶8年甲辰7月，本郡一ノ宮村延喜式内小野社ヲ此地ニ勧請ス」とあり，同社の社説には

上世小野篁朝臣六代ノ孫，武藏守小野孝泰当国司ニテ国府本郡府中駈官舎ニ任限中，本村ハ小野郷ト称シ先祖篁朝臣承和年間陸奥下向ノ時，暫時覇旅ヲ停メ給シ地ナリトテ，則チ其靈ヲ祀リ小野明神ト崇メ文殊ヲ以テ本地仏トス。

とあり，小野路村の戸数164戸中，小野神社の氏子が162戸なので，小野神社は村民の崇敬を集め，小野篁の博学と詩文に秀れていたのに肖る意味で「小野郷学」と名付けたのであろう。

小野郷学は全日制ではなく，毎月5・10の日に開校するパートタイム方式で，月に6日の開講であった。教場は生徒の通学の便を図って野津田村華嚴院→下小山田村大泉寺→小野路村万松寺→図師村小西の南仙堂（周旋方頭取で医師の井上周次郎の治療所）を循環した。小島政孝氏の研

究によると(注3),

明治4年2月5日より, 華厳院で29回。

明治4年7月20日より, 大泉寺で6回。

明治4年8月20日より納会の12月10日まで万松寺で24回。

明治5年1月15日より7月15日まで, 南仙堂で30回。

明治5年7月25日より9月5日まで, 華厳院で7回。

明治5年10月15日より明治6年2月1日まで, 大泉寺で7回。

年別では明治4年に59回, 同5年に42回, 同6年に2回, 合計103回の開講であった。

注1 「明治4年辛未, 学校興立諸控」小島宗市郎家文書。

2 小野路村橋本政直ら民間有志者によって編集した小野路村など8か村の村誌, 小野輝次家文書。

3 「小野郷学の経営」小山田物語所収。

5

小野郷学では近傍村々に触書を廻して就学を呼びかけている。前出「神奈川県管下第28区誓則書」中に「村々歳頃のもの共成丈ヶ郷学_ニ罷出教を受候様, 父兄たるものハ別而注意世話可致事」と就学を督促し, 5年1月7日には触書で, 明治4年は12月10日を納会とし5年1月15日より開校するので入校志願者は願書を提出するように入校届雛形を廻している(注1)。

さて, 小野郷学の生徒は何人入校したのであろうか, 「日本教育史資料」所収の文部省への報告書には

生徒概数 180名, 外臨時聴講ノ者70・80名ニ及フ

とあり, 4年4月13日の県庁宛に提出した「郷学舎出席人名書上」では156名, 5年6月文部省へ出した「小野郷学出校学徒姓名書上控」には134名を記載している。

明治4年「小島家年中日記」から出席状況を幾つか拾ってみると,

明治4年4月25日, 出席人尤も少し。

明治4年5月1日, 学徒少。

明治4年5月20日, 慌作之時節ニ付, 30人。

明治4年6月5日, 100人。

明治4年8月20日 数10人。

明治5年4月20日, 農事蚕事之時節ニ付, 出席人尤少。

明治5年6月15日 10人。

明治5年7月5日 14人。

となっていて, 断片的ではあるが小野郷学生徒の出席状況の一端が窺える。小野郷学より県庁・文部省への報告はコンスタントに出席した生徒ではなく, 入校届を出した人員であろう。農村であるから季節によって出席人員の増減は当然であった。

つぎに生徒の通学範囲をみると、A・B表のようになる。

A表 明治4年4月

入校者の出身村名	人員
小野路村	30
野津田村	40
図師村	16
下小山田村	25
上小山田村	10
大蔵村	8
坂浜村	7
栗木村	1
岡上村	1
真光寺村	2
鉄村	1
黒川村	1
日野中野村	4
木曾村	3
山崎村	4
小川村	2
相州今泉村	1

注2

B表 明治5年6月

入校者の出身村名	人員
小野路村	21
野津田村	26
図師村	16
下小山田村	22
上小山田村	27
大蔵村	8
岡上村	1
真光寺村	3
鉄村	1
広袴村	1
小山村	3
府中駅	1
平尾村	1
能ヶ谷村	2

注3

C表 生徒年令構成

明治5年6月

年 代	人員
10 歳 以 下	2
10 歳 代	75
20 "	31
30 "	21
40 "	3
60 "	1
年 令 不 詳	1

D表 図師村小野郷学生徒身元調

注5

生 徒 氏 名	続柄	年令	役職	農間渡世	奉 公 人	持 高	他
加 藤 彦 五 郎	戸主	38	組頭	古着渡世		13石2. 6. 7	
加 藤 惣 助	長男	18				(彦五郎の長男)	
柚 木 喜 代 治	次男	20				1" 0. 3. 8	
川 井 茂 一	長男	11		紺屋渡世	男4 女1	5" 5. 5. 9	
河 合 半 蔵	戸主	30	伍長		女 1	18" 9. 9. 8	
深 沢 宇 三 郎	弟	25	組頭	水車渡世	女 1	13" 8. 4. 1	
河 合 与 八 郎	戸主	27	年寄	酒・醬油造	男5 女3	38" 5. 9. 1	馬1
井 上 直 右 衛 門	戸主	33	年寄	薬 種	男1 女1	25" 8. 8. 4	
天 野 初 之 助	戸主	15				8" 8. 5. 1	馬1
天 野 清 之 助	戸主	41				18" 7. 9. 6	馬1
川 井 広 吉	長男	12				5" 5. 7. 7	馬1
鈴 木 弥 右 衛 門	戸主	45	年寄	生糸商売	男3 女1	51" 5. 2. 7	
河 合 吉 左 衛 門	戸主	30	伍長			1" 5. 9. 2	
小 稗 助 三 郎	次男	12				2" 8. 6. 3	
須 藤 喜 重 郎	長男	14	伍長		女1	23" 2. 9. 3	

4年4月には小野路組合村35か村のうち、12か村が入校者を出し、小野路組合村以外の入校村は5か村であるが5年6月には2か村となる。そのうち、4年4月には小野路組合村に隣接した木曾組合村の木曾・山崎・小川村の3か村から5.7%の入校者がいるが、5年6月には皆無となる。木曾組合村でも郷学校取建ての動きはあったが(注4)、設立されたことを証する史料が発見されていない。小野路組合村の村々で小野郷学入校者を出した村は、4年4月に12か村で70%、5

第E表 上小山田村小野郷学生徒身元調

生徒氏名	続柄	年令	役職	農間渡世	奉公人	持高	他
薄井磯右衛門	戸主	50	名主	質物渡世	男2 女2	28石2.0.8	土蔵3馬1
" 政之助	長男	18	"	"	"	(磯右衛門長男)	"
小池貞一郎	長男	19	年寄		男1 女1	13" 4.6.5	土蔵1馬1
" 勝次郎	次男	17	"		"	(貞一郎と兄弟)	"
小山与吉	次男	26	年寄		女?	19" 6.7.6	土蔵1馬1
森宗次郎	長男	34	年寄	質物渡世	男1 女1	42" 6.3.6	土蔵1馬1
牧野一作	長男	14	伍長		男2 女1	54" 7.1.9	土蔵3馬1
斎藤楓山	弟	30		寺子屋師匠		持宝院(修験)	
薄井弥五郎	長男	16				11" 4.2.8	
薄井昭山						僧侶	
薄井初五郎	長男	24	伍長			6.0.9.0	土蔵1馬1
薄井伊三郎	長男	9	伍長	糸繭商売		4" 2.0.8	
薄井市五郎	次男	14				4" 7.4.1	
薄井要蔵	長男	9				5" 5.6.1	
小山崎次郎	長男	31	伍長	糸繭商売	女1	8" 0.4.4	土蔵1馬1
" 藤之助	四男	15	"	"	"	(崎次郎と兄弟)	"
森平太郎	三男	13				?	
森房五郎	四男	10	"	"		(平太郎と兄弟)	
小山要助	長男	10				?	
曾根仙之助	弟	26				10" 4.1.6	土蔵1馬1
" 常吉	長男	10				(仙之助の甥)	"
森増蔵	弟	38	伍長			9" 3.2.9	馬1
中島小太郎	長男	27	伍長	馬渡世	男5 女3	58" 3.7.4	土蔵3馬1
" 武吉	四男	13	"	"	"	(小太郎と兄弟)	"
田中綱五郎	長男	17				11" 5.3.3	
" 常吉	次男	12				(綱五郎と兄弟)	
中島喜之助	弟	27		太物万商売	男2	6" 1.8.5	
薄井浅次郎	長男	18				?	
細野喜兵衛	?	25				?	

註 1 年齢は明治3年時。

2 明治4年4月13日「郷学舎出席人名書上」及び明治5年6月「小野郷学出校生徒姓名書上控」共に小島宗市郎家文書に記載してある姓名を明治3年12月の「平民族戸籍」(図師村は河井将次家文書, 上小山田村は上小山田村共有文書)と照合した。

3 図師・上小山田村, 両村の平民族戸籍はかなり虫損があり、判読不能の個所は?を付した。

年6月で14か村と95%を占め、その中心も小野路, 野津田, 図師, 上・下小山田村など前述した小野路村隣接の生活・文化圏に入る村々が圧倒的に多くの入校者を出している。

遠隔地である府中宿, 小川村などからは小野郷学にどのように通学したのであろうか。例えば小野路村と府中宿は約3里の距離で, 下小山田村からも府中宿へ24町余の道程である。遠隔地からの日帰りの通学が困難であったと思われるが, 小山町の島崎兵吉氏の語るところによると小山村の小野郷学生徒は通学困難のため, 小野路村に下宿して通ったという。この他, 相州今泉村, 小川村, 鉄村, 日野宿中野村の生徒も同様であったと思われる。

平尾村からも入校者を出しているが、平尾村に近接している東長沼村には郷学校があるにもかかわらず小野郷学に入校させている。これら遠距離の村からの入校者は拱義同盟と何かの縁故があつてのことと察せられる。また、生家が相当に裕福とみられる。例えば木曾組小川村の細野喜代次郎（のち喜代四郎と改名）の生家を見ると、父は名主、持高59石6斗余、馬1匹を所有、村内一の分限者である。

それらの生徒は、明治5年6月の時点での年齢をみるとC表になる。

最年少者は9歳が2名、最年長者は66歳1名で10歳代が過半数を占め、10歳代では14歳までと15歳以上はほぼ同数である。年令構成からみるならば初等教育機関よりも成人教育機関の様相を示し、小野郷学の目的である農村の淳化と教化の対象としては目的に適った年令構成といえる。

これらの生徒はどんな階層に属したであろうか。明治4・5年に入校した生徒の階層を図師村、上小山田村2か村の「明治3年、平民族戸籍」によって分析するとD・E表のようになる。

D・E表の図師、上小山田村を含め、小野路、小川村などの小野郷学生徒を「平民族戸籍」と照合し、追加した結果、普遍的なものは、

- 1 明治4年に入校し、引き続き明治5年にも在籍している生徒が多い。
- 2 一家で複数の生徒を入校させている家は上小山田村で顕著であるが、いずれも持高が10石以上か、あるいは農間渡世で持高を補っている富裕な家である。土蔵・馬を所有し、奉公人を傭っている家が目立つ。潰れ百姓、奉公人は1人も居ない。
- 3 生徒には戸主・長男が多く、女子が皆無であることは、封建的な「家」の観念が大きく作用している。
- 4 村役人、もしくは村役人の子弟が半数を占めているのは、家庭の経済的等級が高いのと共に、地方の末端指導者として、読み・書きの必要と漢学の教養を迫られていたからであろう。

小野郷学がどんな建学の精神であろうとも、結果的には豪農もしくは豪農の子弟しか小野郷学の恩恵を受けることができなかつた。このように農民は経済的な懸隔だけでなく教養の懸隔も甚だしくなる。

つぎに村のうち、何戸が生徒を入校させていたのであろうか。図師村では明治4・5年に継続して在籍する重複を除くと22戸が就学、明治5年の図師村戸籍によると(注5)平民戸数は131戸であるから、戸数による就学率は16%となる。上小山田村の場合、上の規準で明治元年、118戸(注6)、ペアで在籍している家を1戸と計算すると就学戸数22戸であるから、就学率は18%となる。また小野路村は明治4年に30名入校、このうち4名は他村出身者で通学のため小野路村に下宿していた。同村の戸数は154戸、就学戸数は13戸であるから就学率は13%である。

注1 「明治4年、広袴村御用留」吉川泰長家文書。

2 郷学舎出席人名書上帳「明治4年、学校興立諸控」小島宗市郎家文書より作成。

3 「明治5年6月、小野郷学出校生徒姓名書上控」小島宗市郎家文書より作成。

4 明治4年10月2日、郷学舎設立ニ付檄文「明治4年、本町田村御用留」小川功家文書。

- 5 明治5年，神奈川県武州第30区戸籍図師村，図師区有文書。
- 6 明治元年10月「武州多摩郡上小山田村差出明細書上帳」上小山田共有文書。
- 7 前掲「小山田物語」P.157～8。

6

小野郷学の教師陣は既述の如く，とりあえず小島鹿之助・中溝六左衛門を助教授として発講，他に儒学者上野梅軒を教頭に招聘する積りでいたが(注1)，上野梅軒は何かの事情で小野郷学の教頭に就かなかつた。3月には下小山田村の漢学者若林寸齋が宇佐美謙(梅窩)を推薦し，4月10日から講義を始めたので教師は3名となった(注2)。また，小野郷学では高知県貫族山内憲(老墓)を教師に雇うべく，神奈川県庁より高知県庁へ雇傭の承認を採って呉れるよう4年12月に神奈川県庁へ願書を出している。「小島年中日記」によると，山内は4年に2回，5年に3回，小野路村に来り，主に小島鹿之助邸内の私塾で講義し，小野郷学では明治5年1月27日，6月25日に詩経を講じているのみである。山内は放浪癖があったようで，小野郷学がはじめに意図した専任教師になりえなかつた。

のち，明治5年6月迄に助教(訓導とも称している)として，下小山田村の大禅貞，図師村の佐藤荘作が就いている。発講のとき助教授であった小島鹿之助は，「年中日記」によると明治4年9月25日までは講義内容を記しているが，そののちは明治5年中に2回しか記事がなく，また明治5年6月の「小野郷学出校生徒姓名書上控」には都講は中溝六左衛門，宇佐美謙の2名になっているので何かの事情から都講を辞したのであろう。

助教授・教授・都講の呼称は異なるが内容は同じで，後に述べるが漢学を専門に講義し，助教・訓導の呼称も同様で読み・書きなど初等教育を担当したものと思われる。

教師陣の履歴をみると，小島鹿之助(為政・号韶齋)は好学者4代が輩出した小野路村小島家20代目である。父政則のあとを襲って地頭山口家領の名主となり，政則が小野路組合村寄場名主になるとその仕事を助けた。明治3年の小島家は16町9反余の田畑を有し，奉公人5人，土蔵3ヶ所，馬1匹を持った小野路村では最大の68石8斗余の持高であった(注3)。鹿之助は漢学を田中黙齋，菊地菊城に学び，詩文を遠山雲如に師事し，のち，大沼枕山，倉田幽谷に詩文の添削を受けたという。また，撃剣を近藤周助に習い，周助の養子勇と親交があり文武に秀でて維新後は漢学・詩文を友として文化人の生活を送っていた。明治4年に41才であった。

中溝六左衛門(昌弘・峻齋)は天保12年(1841)幕府御典医白鳥昌領の次男として上布田宿に生まれた。嘉永5年，15才のとき幕臣松本次郎太の門に入り素読を習い，同6年12月幕府直営の昌平坂学問所の素読吟味試験に合格，安政5年1月，同所の経書，歴史，文章の試験に褒賞を受けている。漢学には相当な学識があったと思われる。慶応2年，大蔵村の中溝六左衛門の婿養子となり，自宅に漢学塾を開いていたという(注4)。明治4年，32才であった。

宇佐美謙(梅窩)は下小山田村の医師で明治4年に39才。

大禅貞は下小山田村の人で明治4年，46才。

佐藤莊作は函師村の寺子屋の師匠で、書を松本琴城、南画を佐藤丹厓、水墨画を木下長周に学んだ。のち、江戸に出るたびに大沼枕山、倉田幽谷に詩文の添削を受ける。佐藤は小野郷学廃校後、明治6年5月19日、函師村向明学舎の教員となったが、小学校教育が欧化されてくると、「聖道を講ずる者少し」として教員を辞し、漢学塾である尚綱塾を経営したコチコチの漢学信奉者であった(注5)。田畑は1町8反8畝余、持高10石8斗余、奉公人は女1人を雇っていた。明治4年、25才。

- 注1 明治4年2月、郷学校興立基礎見込書「学校興立諸控」小島宗市郎家文書。
- 2 明治4年「年中日記帳」4月10日の条、小島宗市郎家文書。
- 3 明治3年12月、「小野路村平民族戸籍」小島宗市郎家文書。
- 4 堀江泰紹 町田市の民権家たち、「町田市乃明治100年」。
- 5 後素佐藤先生遺徳碑「後素先生遺稿」。

7

小野郷学が文部省へ出した報告書の中で教則を挙げ講義する内容として、
孝経九経和漢洋歴史文典等也。

と、また、「学則、凡11条」の第2条に、

- 1 会日辰至己下等者以素読為日課、其科至孝経九経国史及洋書読法務要字音清楚句読分明、毎会従午時上中等者十則輪講経書五則解読歴史俱以義理明弁為要。(下略)

とある。後述するように「小島年中日記」には小島・中溝・宇佐美などの都講が何を講義したか記してあるが、大禅貞や佐藤莊作などの助教の教育活動には全く触れていない。明治5年6月の「小野郷学出校学徒姓名書上控」には生徒の等級を1等(4名)・2等(6名)・3等(10名)・等外(113名)の4等に分けている。これは生徒の年齢の懸隔、従来の学習の差から当然のことであろう。「学則」第2条にある「下等者」は等外にランクされている生徒で素読を日課とし、等外者の教授は助教が当たると考えられる。等外者は初等教育を受け辰刻(午前8時半)から己刻(午前10時半)までが授業時間であった。

一方、上・中等者は4等のうち、1～3等にランクされている人々で都講に当る小島・中溝・宇佐美らに漢書の教授を午時(午後12時半)から受ける。「小島年中日記」に小島が郷校へ出かける時間が午後と記してあるのが肯ずける。この上・中等者の教育は漢学専修科の性格を持っている。このように教授陣は自前であり、その教育機能は初等科と共に漢学専修科の二つの機能を伴せもっていた。

前掲、教則中の「和漢洋歴史文典等」、学則第2条の「洋書」とあるところから、小野郷学でも洋学、若しくは洋字を教育したのではないかという説もある。「小島年中日記帳」4年9月27日の条に、

佐藤孝斎昨日 中溝峻斎方へ英吉利文典教授ニ行、余輩乍遺憾少々学洋字、夕刻悉暗誦。

同日記帳 4年9月29日の条

昨日佐藤孝斎兄、大蔵村中溝先生宅 帰ル。今日早朝又英吉利文典教示ニ行。

同日記帳 4年10月25日の条

中溝都講、布田宿江英学習ニ行、学士少々寂々寥々。

とあり、明治4年から6年にかけて中溝は原豊穰らと布田宿で、近傍の青年を集めて英語研究会を主催したという(注1)。右の日記からすると小島鹿之助も幾らか英語に接したようである。

では、都講らが小野郷学で実際に何を教授したか、「小島年中日記帳」から検してみよう。

4年3月4日 中溝輪講「孟子」。

4年4月10日 宇佐美梅窩「中庸」を講ず。

4年5月5日 中溝「孟子」を、橋本道助「大学」を論ず。

4年6月10日 宇佐美「中庸」を講了。

4年8月10日、中溝「孟子」輪講。

4年8月20日、中溝「論語」輪講。

4年8月25日、小島「孝経」解、中溝「孟子」講、宇佐美都講「詩経」講、「日本外史」諸子解説。

4年9月1日、中溝「孟子」を講、宇佐美「詩経」論。

4年9月5日、諸子「日本外史」解説、中溝「孟子」講、宇佐美「詩経」。

4年9月10日、宇佐美「詩経」講。

4年9月20日、小島「孝経」講、中溝「孟子」、宇佐美「詩経」講。

4年9月25日、中溝「孟子」、宇佐美「詩経」、諸子「日本外史」解説。

5年5月10日、宇佐美「詩経」。

5年7月5日、「日本外史」22巻解説終る。

となる。中溝は「孟子」の講義が最も多く、ついで「論語」、「中庸」も、宇佐美は「詩経」を中心に「中庸」を、小島は「孝経」を、他に橋本道助が「大学」を論じている。このように「小島年中日記帳」から見る限りでは、洋学や英語を教授した形跡は全く見当らない。助教の佐藤莊作は前述のように全くの漢学信奉者なので考慮の外にある。中溝が布田宿の英語研究会で英語を学んだことは事実であるが、だからと云って英文典を教授可能な域に達したとはいえず、例え教授可能な域に達しえたとしても小野郷学では受付ける雰囲気ではなかった。

「郷校趣意書」中の

願ハ孝悌ヲ教、仁義ヲ説論、聖教ノ一班ヲ窺知センメ、

とあるように、農村の淳化と教化の手段として漢学を採り入れており、明治6年3月の「小野郷学解体御届」(注2)にも、

今般学則御一定小学校御取設相成候上ハ、旧来之学觀ニ拘泥罷在候而ハ、子弟之開花進歩をも阻隔致候程相当候ニ付、是迄之郷学速ニ解体。傍点は筆者が付す

とあることから窺い知ることができる。

注1 岩佐俊一、原豊穰の生涯。「多摩文化」第18号。

2 「小野郷学々規并趣意書」小島宗市郎家文書。

多くの生徒に教育するには当然、多額の費用が必要となる。発講した明治4年2月、会頭石坂鎮四郎、周旋方頭取井上周次郎、若林三右衛門らは「郷学校興立基礎見込書」を神奈川県庁へ提出した。その中で教頭謝金・教場薪水利は中溝を除く拱義同盟の全役員と小野路村の豪農細野利平次らで賄い、

(ママ)
聴講之ものを喜差加ハ格別、割合等ニハ不仕積。

と寄附は受けるが授業料は徴収しない方針を明らかにし、さらに郷学校永続のため書籍も必要であり、追々洋学も教授するとなれば教頭2人を雇わねばならないので県庁よりの仕法沙汰をつぎのように依頼している。

- 1 書籍代及び同盟以外から教頭を雇うときは、その費用の何程かを補助金として県庁より下渡されたい。
- 2 村々の寺院のうち、無住・無且の寺は廃寺とし、廃寺となった寺付除地に年貢を課し、作徳米金・立木などを郷学校の費用に当てたい。
- 3 上の1・2によっても不足の場合は、有志の身分相応に出金する。

このうち、拱義同盟は再三仕法沙汰を建白したが、明治4年4月4日、大属福井亦三郎より廃寺及び作徳米金・立木などの郷学校付属については地元で示談の上、取決めるのは差支え無いが県庁より廃寺、年貢上納沙汰は出来ぬと達しを受けた(注1)。

明治4年4月25日、県庁より拱義同盟会頭石坂鎮四郎へ呼出しの差紙が届き、26日、石坂は神奈川県庁へ出向き、木村少属より「高1万石ニ付、玄米1石5斗」の置米をもって郷学校の費用に当てるよう指示を受けた。太政官布告、郷学校補助の「高1万石ニ付、1石5斗」は国庫や県からの支出ではなく、置米からの支出であった(注2)。

石坂鎮四郎は帰村して拱義同盟のメンバーを集め、その結果を明治4年4月28日、県庁へつぎのように応酬した。廃寺及び作徳米金・立木などの郷学校付属については、年貢上納、作徳米金には権利問題があり、また、郷学校との関係の有無・親疎などから地元での示談は成立の見込みもないので、同盟としては建白を白紙に戻す。置米については高割をすれば郷学と村、村と家の関係から、生徒を郷学に通わせない村や家では不公平となるので断り、県内に郷学校が整ったならば教師の厳不厳・生徒の勤勉の多少によって補助をして欲しいと述べたあと、

当疊之義ハ素ク御官費ヲ不求価、又村費ヲ以興立仕候処ニモ無之(中略)即今僅斗之御手当被成下、為其ニ度々御呼出等有之様ニ而ハ、矢張同盟之失費ニ相拘、旁何其恐入候義ニハ御座候得共、此度御置米之義ハ始リ御見合被成下候様仕度存候(注3)傍点は筆者が付す

と郷学の経費は官費・村費に求めずと突っぱね、県庁より僅かの手当で郷学校について呼出されるのは迷惑と云い、郷学校経費は有志者で賄うと同盟内での独立採算を高らかに宣言した。この史料の初に「木村少属御懸り置米之御談等有之処、鎮四郎愉快之建白たり」と書入がある。石坂鎮四郎は、このとき31歳であった。鎮四郎はのちの昌孝で、この地域の自由民権運動に挺進し自由黨員となる。上の建白書は石坂の反骨精神の表現であり、住民自治、住民の教育権の宣言でも

あった。

一方、文部省への報告書には(注4)、

職員及俸給、都講3名俸給定額未タ確定セス、助教訓導数名俸給ヲ要セス。

東脩謝儀、ナシ。

学校経費、1ヶ年凡100円。支出方ハ前書発起4名並石坂又七郎、薄井善平、小島守政、小野路村細野政篤、萩生田信敏、坂浜村富永重侃、其他有志者ニテ協議出金ス。

とあって、都講の俸給は未定で、学校経費は有志者の協議出金となっている。

ところが小野郷学の収入に関して明治6年8月、「上小山田村有隣学舎基礎金積立簿」がある。これは明治2年以降の村入用・支出、明治6年4月以降の書籍勘定帳、出納帳を1冊に綴り併せたものである。(注5)

この中に

申4月7日

金式分老朱、郷学校^(虫損)寺へ席茶代^(虫損)。

申8月

金貳兩 郷校宇佐美氏へ出席謝錢。

と記されている。とすると上小山田村では村費より席茶代、宇佐美都講へ謝金を出していることになる。小野郷学の出納簿や小野郷学を支える主力の村の村費出納の史料が発見できないので速断はできないが、上の基礎金積立簿、前掲の「明治5年1月7日、神奈川県管下第28区誓則書」に見られるように、明治5年になると小野郷学の運営は単なる有志者によって行なわれた私的なものではなく、多くの村落の財政援助を伴った公共的性格を持ってきたと云ってよいであろう。小野郷学は誓則書に「上カも厚く御世話被為在候義ニ付」と、時には政府・県庁を利用することがあっても、この地域で村落を超えた豪農の農民に対する影響力の大きさに驚嘆する。

さて、小野郷学では存続の2年6か月の間、約250円前後の経費を必要としたと思われるが、官からは小野郷学廃校2か年ののち、30円が下付されている(注6)。

注1. 2. 3 明治4年4月28日、郷費之儀ニ付奉申上候書付。「明治4年、学校興立諸控」小島宗市郎家文書。

4 「日本教育史資料 3」。

5 上小山田共有文書。

6 明治8年5月、師範学校設立反対意見「明治8年、公用録」小島宗市郎家文書。

小野郷学では生徒を出席させるため種々の方策を講じた。出席した生徒に饅頭を配ったり(注1)、広袴村でただ1人の生徒吉川武左エ門は16歳であったが、1里の道を遠しとせず無欠席であったので訓導は忠経を一冊褒美として与え励ましている(注2)。論語の輪講のときは「議論紛々」のこ

ともあり(注3)。中庸の輪講の際も「大議論」になることもあった(注4)。

明治5年8月3日、文部省は全国的規模の教育体制を作るため「学制」を公布した。「学制」をうけて県は「小学教則」を定め、それが拱義同盟にもたらされたのは明治6年2月であった。「学制」は国の一定規準による公立小学校教育が建前で、従って私的な私塾、寺子屋、筆学所を含めて全て否定した上に「学制」は構築される(注5)。郷学校の存在も例外ではなかった。明治6年3月4日、村々の役人、村夫らは野津田村の華厳院へ寄合、小野郷学の廃校が議定され、3月6日に森為之助、若林有信(三右衛門)、石坂昌孝(鎮四郎)らの連名で小野郷学関係者及び村々に、小学所設立方目途及協力依頼の檄文を飛ばした(注6)。小島為政(鹿之助)は来るべき小学所開設に備へ書籍購入を図ったり(注7)、石坂らとしばしば小学所取建てについて協議している。

3月13日、拱義同盟は解散し、同月「小野郷学解体御届」を出して、2か年余続いた小野郷学は解体させられたのである。

「明治6年、小島年中日記帳」3月28日の条によると、石坂昌孝が「小学規則」の全文を筆写して小島為政を訪ね、2人の談合の結果を小島は「正記其外算術耳^(ママ)而、漢籍一切不相成有之事也」と受け止めている。教育内容の面からも小野郷学の存続は無理であった。

教場、運営、学校経費、生徒募集などの外的事項、教育課程、教師、教育内容、進級評価などの内的事項等、県官の勸諭があったものの、全てが住民の手によって営まれたのであった。ここには「住民の教育権」が確かに存在した。

しかし、「学制」を教育権の所在の観点から視ると、全ての「住民の教育権」を奪い、「国の教育権」を確立したものと見える。

では、2年余にわたって小野郷学を「住民の教育権」として運営したエネルギーは何であろうか。それは豪農らが経済的に一応の安定があり、江戸時代からの組合村または数か村に跨る豪農らの連帯と自治の訓練があったからである。と同時に豪農がブルジョア化して行く過程にあって農民大衆への発言・指導の強さであろう。豪農らは生活の安定の上に自らの得た知識・教養に対する意欲が文化普及に迸り、農民に積極的に働きかけたのである。現在のところ、主として拱義同盟側(豪農ら)の史料しかなく、小野郷学の生徒の中でも中・小農民やその子弟、或いは小野郷学へ入校できない農民達、即ち真の「草の根」達は小野郷学をどう評価していたのかは判らない。

注1. 3 「明治4年、年中日記帳」8月20日の条、小島宗市郎家文書。

2 同上、同年12月20日の条。

4 同上、同年6月10日の条。

5 「神奈川県教育史資料編 第1巻」P.11

6 明治6年3月6日、小学所設立方目途及協立方依頼、「明治5年壬申異聞録」小島宗市郎家文書。

7 明治6年3月17日、小島為政宛雁金屋清吉 学校入用書籍購入価格通知「明治5年壬申異聞録」小島宗市郎家文書。

小野郷学の教師・生徒、拱義同盟の人々らが小野郷学で経験した農村の淳化=教化、農村自治のエネルギーは、小野郷学の廃校によって潰えたのであろうか。

小野郷学を支えていた主力の村々、小野路・野津田・上小山田・下小山田の村々は明治6年4月5日一斉に（図師村のみは10日遅れて）小学舎を開業した。

村名	小野路村	野津田村	上小山田村	下小山田村	図師村
学舎名	小野学舎	智新学舎	有隣学舎	又新学舎	向明学舎
教場	万松寺	華厳院	養樹院	大泉寺	円福寺
学校世話人	橋本再造	村野源助	中島小太郎	若林作次郎	鈴木 弥右衛門

で、小野・智新・又新学舎は、かつての小野郷学の教場を校舎とし、学校世話人の村野・中島・若林・鈴木の4名は小野郷学の生徒であった。また、神奈川県下第8中学区学区取締には若林有信・井上遼老（周次郎）宇佐美謙らが就いた。他に若林高之助が学校世話人に、小学舎教員には大蔵村育英学舎井上吉之助、三輪村研精学舎の神蔵喜六、上小山田村有隣学舎の斉藤楓山、図師村向明学舎の佐藤莊作・加藤莊助の5名が任命された。このように小野郷学で学問・教養を得た人々は新たに教育界へはばたいた(注1)。

以上のメンバーを迎えた小野路村近傍の村々が、すぐに「学制」の精神で開明的な教育に転化したとは思えない。県立師範学校で新教育を受けた訓導が赴任するまでは小野郷学の精神と教育内容に近いものであったと思われる。「新しい革袋に古い酒」が入れられたのであった。

例えば第8中学区学区取締の若林・井上は県の指導で「洋教拒絶盟誓」を作り、小学舎の訓導らに署名捺印を求めている。主文は

一 夫大中小学校ヲ字内ニ設立シ教員ヲ撰任シ、幼童ヨリシテ固有之真知ヲ開キ倫理ヲ明ラカニシ上国体ヲ保護シ、下私慾ノ為ニ邪路ニ陥入セサル基本ヲ教立スル所以ニシテ訓導ノ任豈容易ナランヤ、爰ニ頻年洋教皇国ニ潜入シ其党郡村ヲ經巡遊説シ甘言奇術ヲ以、愚夫愚婦之情慾ヲ鼓動シ邪路ニ誘入シ流毒域内ニ迫ルニヨリ於 県庁深ク御煩虜之上確乎ト誓約ヲ結、洋教ヲ拒絶シ愛国敬神ノ本旨ヲ保護スルノ挙アリ、其盟区长戸長ニ至ル小学訓導モ又豈其責ナカルヘケンヤ、固テ更ニ盟約ヲ結成シ生徒ヲシテ方向ヲ誤ラサルヨウ、懇々説論ヲ尽シ仮リニモ洋教遊説ノ席又ハ洋教ノ徒ニ親近セス、郷村拳而 県庁ノ仁旨ヲ貫徹センコトヲ要ス、凡此盟虚偽傍耳ノ為ニアラス、正ニ姓名ヲ記載各自捺印スルモノハ身自ラ大道ヲ踏行シ、生徒各自之実功ヲ証センコトヲ企望ス、若シ異存有之者ハ其旨趣ヲ建言シ此盟ニ与ル事ナカレ

明治6年第12月(注2)

である。

つぎに拱義同盟・小野郷学生徒の中より地方行政に参加した者をみると、地方行政組織が戸籍

区から区番組制へ移行する期間、第30区の区長に石坂鎮四郎、副区長に若林三右衛門、第8区々長石坂、副区長中溝六左衛門他に戸長として細野喜代次郎、石坂儀右衛門、細野政篤、河合与八郎らが居る。彼等は主として豪農で、引続いて地方末端行政の担い手となった。

さて、この地域では明治14年以降、豪農を担い手とする自由民権運動が昂揚する。明治14年1月には203名を擁する武相懇親会が原町田村に誕生し、拱義同盟、小野郷学の生徒出身者は15名が参加した^(注3)。明治14年11月成立の融貫社は名簿が無いので、拱義同盟、小野郷学生徒出身者が何名加入したか解らないが、融貫社は原町田村にあって小野路村及びその近村と地理的に近かったので、かなり加入していたと思われる。さらに明治17年5月の「自由党员名簿」によると9名が入党した。

このような事情から、私は小野郷学が何かの関係で自由民権運動と結び付くのではないかとの予見を持っていた。しかし、儒教精神による農村淳化と教化の目的、儒教・基礎教養の内容から見て、小野郷学は民権政社でもなく、直接的な、または小野郷学の発展線上に自由民権運動が在るとは考えられない。もし、何らかの関連があるとすれば、拱義同盟の豪農らが農民を指導し、広域の豪農の連帯、学校の自治運営の1つの経験とすべきであろう。ただ、筆者が「自治運営の1つの経験」と評価したのは、小野郷学や、「区番組制」・「大区小区制」など、多くの自治運営を拱義同盟の豪農らは経験するからである。また、小野郷学の10歳台以上の生徒は読み・書きの教育を受け、そののち、新聞・雑誌を読解することができたことは間接的に自由民権運動に寄与したといえよう。

注1 明治9年10月、「第1大学区第8中学区内、第8大区小学譽明細表」大谷公二家文書。

2 若林登家文書。

3 明治14年1月30日、武相懇親会第1回姓名簿 若林昇家文書。「町田市史史料集 第8集」P. 9～15。